



平成 27 年 7 月 31 日

各 位

会社名 一 正 蒲 鉾 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 野 崎 正 博
(コード番号 2904 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 滝 沢 昌 彦
(TEL 025 - 270 - 7111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 9 月 17 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 27 年 6 月 19 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しましたとおり、本年 9 月 17 日開催予定の第 51 期定時株主総会の承認を条件に、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設その他の所要の変更をするため、定款の一部を変更するものです。

なお、本件に伴う監査等委員会に移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。これに伴い、期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするほか、取締役の責任を法令の限度において免除することを可能とするために定款の一部変更を行います。なお、取締役の責任免除の規定の新設及び責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

平成 27 年 9 月 17 日 (木)

定款変更の効力発生日 (予定)

平成 27 年 9 月 17 日 (木)

以上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 ～ 第 3 条 <条文省略>	第 1 条 ～ 第 3 条 <現行どおり>
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	<削除>
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条 ～ 第 17 条 <条文省略>	第 5 条 ～ 第 17 条 <現行どおり>
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。	第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である 取締役を除く。)</u>) は、10名以内とする。
<新設>	2 <u>当社の監査等委員である取締役は、 5名以内とする。</u>
(選 任)	(選 任)
第 19 条 取締役は、株主総会においてこれを 選任する。	第 19 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役 とそれ以外の取締役とを区別して、株 主総会において選任する。</u>
2 ～ 3 <条文省略>	2 ～ 3 <現行どおり>
(任 期)	(任 期)
第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までと する。	第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を 除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までと する。
2 <u>増員または補欠として選任された取 締役の任期は、在任取締役の任期の満 了する時までとする。</u>	<削除>
<新設>	2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選 任後 2 年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。</u>
<新設>	3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員で ある取締役の補欠として選任された監査 等委員である取締役の任期は、退任した 監査等委員である取締役の任期の満了す る時までとする。</u>
(代表取締役)	(代表取締役)
第 21 条 取締役会は、その決議によって代表 取締役選定する。	第 21 条 取締役会は、その決議によって取 締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 <条文省略>

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。賛否同数の場合は議長の判断によってこれを決する。

- 2 <条文省略>

<新設>

(取締役会の運営)

第26条 取締役会の運営については、取締役会の定める「取締役会規程」による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第28条 <新設>

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 <現行どおり>

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 <現行どおり>

(業務執行の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第29条 <条文省略>

第5章 監査役および監査役会

<新設>

(員数)

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当社は、会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業

取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第30条 <現行どおり>

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第31条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役および常任監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、監査役は、互選により常任監査役を定めることができる。

(監査役会の招集の通知)

第34条 監査役会招集の通知は、各監査役に会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の運営)

第36条 監査役会の運営については、監査役会の定める「監査役会規程」による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 会計監査人

第39条 ～ 第40条 <条文省略>

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第42条 ～ 第45条 <条文省略>

<削除>

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

<削除>

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

<削除>

第 6 章 会計監査人

第34条 ～ 第35条 <現行どおり>

(報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第37条 ～ 第40条 <現行どおり>